

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

九重町は、農林業や観光関連のサービス業・飲食業等、多種多様な中小企業が全域にわたって点在している。産業構造としては、人手により作業する部分が多い製造業が33%と多くを占めている。

人口の推移については、国立社会保障・人口問題研究所推計によると、2010年の生産年齢人口は51.96%を占めているが、2020年には44.82%となり、その割合は低くなっている。また、老年人口の推移については2010年は37.05%であるが、2020年には44.86%になると予想されており、高齢化が進み後継者不足や事業承継が大きな問題になると思われる。そのため、平成27年10月に策定した九重町まち・ひと・しごと総合戦略でも、人口減少の鈍化に向け各種施策に取り組んでおり、そのひとつとして安定した雇用を創出するため、地場産業の支援等に取り組むこととしている。

このような状況から、本計画を策定することで償却資産に係る固定資産税の免除を実施し、中小企業における設備導入をより促進し、効果的に労働生産性を高めていきたいと考える。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備の導入を促す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

生産性向上特別措置法第37条第1項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

九重町は、様々な業種の産業が全域にわたって点在しているため、それらを広く支援する観点から、本計画の対象となる先端設備等の種類は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

九重町の産業は限られた一部に集中しておらず、全域にわたって点在しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

農林業、製造業、サービス業等、様々な業種が経済・雇用を支えており、これらの産業において広く事業者の生産性向上を実現する必要があるため、本計画の対象業種は全業種とする。

なお、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT/IoT 導入による業務の効率化等多様であるため、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資のうち、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間において取得されるものに係る固定資産税について、課税標準を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置が創設された。

上記を鑑み、本計画の計画期間は、国が同意した日から平成33年3月31日までとする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間・4年間・5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

申請事業所は、雇用の安定に配慮する必要があることから、人員削減を目的とした取り組みが含まれる先端設備等導入計画については、認定の対象としない。

また、健全な地域経済の発展への配慮から、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。